



修正案提出書

議案第140号 つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案に対する修正案を次のとおり地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

令和6年3月18日

つくば市議会議長 五頭 泰誠 様

提出者 つくば市議会議員

皆川 孝枝

〃

川村 直子

〃

あさの えくこ

〃

小森谷 さやか

議案第140号 つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

議案第140号 つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

別表の改正規定中「698,000円」を「648,000円」に、「626,000円」を「568,000円」に、「584,000円」を「529,000円」に改める。

附則中「令和6年4月1日」を「令和6年11月30日」に改める。

(提案理由)

議員報酬の修正案の額を減額するとともに、その適用時期を次期議員任期からとするため、この修正案を提出するものである。

議案第140号修正案資料

議案第140号 つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に関する修正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和62年つくば市条例第14号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表議長の項中「547,000円」を「<u>648,000円</u>」に改め、同表副議長の項中「480,000円」を「<u>568,000円</u>」に改め、同表議員の項中「447,000円」を「<u>529,000円</u>」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、<u>令和6年11月30日</u>から施行する。</p>	<p>つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和62年つくば市条例第14号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表議長の項中「547,000円」を「<u>698,000円</u>」に改め、同表副議長の項中「480,000円」を「<u>626,000円</u>」に改め、同表議員の項中「447,000円」を「<u>584,000円</u>」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、<u>令和6年4月1日</u>から施行する。</p>